

## 職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地				
呉竹鍼灸柔整専門学校	平成14年1月11日	坂本 歩	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-7-24 (電話) 045-471-3731				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人呉竹学園	昭和31年10月17日	坂本 歩	〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町16-12 (電話) 03-3341-4043				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士			
医療	医療専門課程	柔道整復科 午前コース	文部科学省告示第32号 (平成30年2月28日)	-			
学科の目的	学校教育法及び柔道整復師法の規程に基づき、柔道整復に関する専門的知識及び技術を修得させ、職業若しくは実際生活に必要な能力の育成と教養の向上を図ることとともに、柔道整復に求められる、より実践的かつ専門的な能力を育成するため、関連企業、関係施設、業界団体等の企業等と密接に連携しながら、組織的かつ主体的に専攻分野における実務の知識、技術、技能等を教授することにより、職業教育の水準の維持向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とする。						
認定年月日	平成26年3月31日						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習 実験 実技		
3年	昼間	2820時間	1884時間	-	180時間 - 756時間 単位時間		
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
180人	109人	0人	8人	20人	28人		
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 学科・実技試験の成績(100点満点換算で60点以上を合格)及び出欠席の状況を基に、教務会にて学業成績の評価を行う。		
長期休み	■学年始め:一 ■夏季:8月1日から8月25日まで ■冬季:12月26日から翌年1月5日まで ■学年末:3月25日から3月31日まで			卒業・進級条件	(卒業要件): 実技を含めた各科目の年間成績評価が60点以上の者で、実技認定試験及び卒業試験に合格し、所定の学費を納入した者。 (進級要件): 実技を含めた各科目の年間成績評価が60点以上の者で、進級試験に合格し、所定の学費を納入した者。		
学修支援等	■クラス担任制: 有  ■個別相談・指導等の対応 欠席率が20%を超えた者は、担任が指導注意を行う。引き続き欠席した場合は文書により通知し、場合によっては保証人と第三者面談を行うことにより欠席への対策を図っている。			課外活動	■課外活動の種類 ・呉竹医学会学術大会 ・学園祭 ・柔道整復接骨医学会 ・全国柔道整復学校協会柔道大会  ■サークル活動: 有		
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和4年度卒業生) 接骨院、病院・医院、独立開業等  ■就職指導内容 求人システムの活用、キャリアガイダンス及び就職相談会の実施等を通じて、学生の就職活動の支援を行っている。  ■卒業者数: 32 人 ■就職希望者数: 29 人 ■就職者数: 24 人 ■就職率: 82.8% ■卒業者に占める就職者の割合 : 75.0%  ■その他 ・進学者数: 2人 ・その他: 6人  令和4 年度卒業者に関する 令和5年5月1日 時点の情報)			主な学修成果(資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和4年度卒業者に関する令和5年5月1日時点の情報)  資格・検定名 種 受験者数 合格者数 柔道整復師 ② 32人 28人  ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)  ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等		
中途退学の現状	■中途退学者 16 名 ■中退率 13 % 令和4年4月1日時点において、在学者123名(令和4年4月1日入学者を含む) 令和5年3月31日時点において、在学者107名(令和5年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 成績不良、進路変更						
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 特待生制度、授業料減免制度、校友会推薦制度、院長推薦制度、学内進学奨学制度、卒業生奨学制度 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

専攻分野(医療)に関する業界のニーズ、人材の動向、最新の専門知識・技術等を把握するため、施術所、医療機関、介護福祉施設、職能団体及び学術団体等(以下、企業等といふ。)の役職者及び有識者で構成される教育課程編成委員会を設置し、企業等の高い見識、専門性を活かして、実践的かつ専門的な職業教育を推進するため、企業等と連携して教育課程の編成、授業科目の開発、授業内容の改善・工夫・評価等を行うことを基本方針とする。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

教育課程編成委員会は、「学校法人吳竹学園教育課程編成委員会規則」及び「吳竹鍼灸柔整専門学校教育課程編成委員会実施要綱」の規定に基づき運営されている。教育課程編成委員会は、年2回以上開催することとし、校長が招集する。教育課程編成委員会では、作業部会(教育課程編成会議)での検討事項や教育課程の編成に関する事項について審議するほか、企業等の要請、意見、助言等に基づいて教育実施計画書及び事業計画を策定し、所定の決裁を受ける。年度末には教育課程における学修成果等を作業部会にて検証し、その結果を教育課程編成委員会に報告したうえで、評価を受ける。評価結果については次年度にフィードバックすることで、教育課程編成における一連のPDCAを実現していく。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
斎藤 武久	公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 会長	令和5年4月～令和6年3月	①
戸畠 智秋	吳竹鍼灸柔整専門学校 吳竹会 会長 川名治療室 院長	令和5年4月～令和6年3月	③
阿久津 弘宜	なおしや はり灸整骨院 院長	令和5年4月～令和6年3月	③
木ノ内 秀効	田子浦鍼灸接骨院 院長	令和5年4月～令和6年3月	③
鈴木 昌子	すずき整骨院 院長	令和5年4月～令和6年3月	③
坂本 歩	吳竹鍼灸柔整専門学校 校長		
田中 秀和	柔道整復科 科長		
根岸 雅美	柔道整復科 科長補佐		
津金 達也	吳竹鍼灸柔整専門学校 事務長		

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年2回以上(7月・2月)

(開催日時)

第1回 令和4年7月27日 17:10～18:00

第2回 令和4年12月14日 17:10～18:00

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

①実習前教育について

- ・臨床実習での対応やマナーなどの態度教育の必要性から、専門講師による授業を実施した。
- ・初年次教育の一環として、モチベーション向上のために企業を招致してグループワークを開催した。

②業界ニーズを踏まえた資格者の対応力の向上について

- ・高齢者を対象とした外傷予防法及び運動療法の授業を実施した。
- ・附属施術所において、地域の方を対象とした運動療法のプログラムを実施した。

③アクティブラーニングの活用について

- ・能動的学习を支援する観点から、職業倫理、外傷論、運動器、固定法、基本診察治療法等の授業において、グループワーク、ディベート、ロールプレイなどにより授業を実施した。
- ・これらの授業のデメリットとして時間がとられることや学生の個性に左右される面があるため、改善方策等の検討を行う。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等から派遣された経験豊富な講師を起用し、日常の臨床経験を活かした実践的且つ専門的な実技実習を行うことを基本方針とする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

協定を締結した企業等で活躍する現場の施術者であって且つ教員資格を有する者を講師として招き、授業計画に基づいて臨床経験を活かした実践的な授業を行うとともに、各学期毎に試験による成績評価を行うことで学修成果を把握し、その結果をもとに必要に応じて補講等を行うなど技術修得のサポートを行っている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
固定法 I	固定法 I では、固定法の基礎となる巻軸帯を用いた基本包帯法と冠名包帯法の技術及びそれらを応用した各種固定具を用いた固定の手法を修得する。技術を段階的に修得するためにパートを2つに分けて授業を進行していく。 固定法 I ①では、固定法の基礎となる巻軸帯を用いた基本包帯法と冠名包帯法の技術を修得する。この科目は後期の「固定法 I ②」、3年次の「柔整応用治療法 I」「柔整応用治療法 II」を履修するために必要な技術となってくる。 固定法 I ②では、固定で使用する硬性材料の特徴と適応を知り、前期に修得した基本包帯の技術を活かし、巻軸帯と各種固定材料を用いて主要関節、体肢を適切に固定することができる技術を修得する。また、超音波画像診断機器を用いてその描出法及び読影法の基本的手法を学ぶ。	十日市場整形外科内科
柔整後療法	運動器の機能構造 I、運動器の機能構造 II、基本診察治療法で修得した知識・技術を根拠として、柔整後療法の三本柱の一つである手技療法の技術を学ぶ。	田子浦鍼灸接骨院
柔整応用治療法 II	上肢の損傷・治療論、応用診察治療法で修得した知識を整理し、その中でも特に臨床現場で遭遇する可能性の高い外傷、障害の治療法を学ぶ。また得た知識をもとに、外傷を想定した診察、整復、固定法、検査法のシミュレーションを行う。	たかはし鍼灸院・整骨院
臨床実習 III	臨床実習 I での経験、基本診察法 I、固定法 I、固定法 II で修得した技術、柔整後療法治療論、柔道整復師の業務と職業倫理で修得した知識をもとに、付属施術所にて患者の診察の補助及び施術の補助を指導者の指導のもと実施する。また療養費の支給申請をするにあたり必要となる知識を学ぶ。	林接骨院
臨床実習 IV	臨床実習 I、臨床実習 II、臨床実習 III での経験、基本診察法 I、固定法 I、固定法 II、応用診察治療法、外傷予防法、柔整後療法で修得した技術、柔整後療法治療論、柔道整復師の業務と職業倫理で修得した知識をもとに、付属施術所にて患者の診察の補助及び施術の補助を指導者の指導のもと実施する。	林接骨院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

「学校法人呉竹学園研修規程」において、①学校は、教職員の専門性の向上と人材育成を目的として計画的に研修を受講させるほか、教職員が自己啓発により自ら学ぶことを奨励する。②学校は、教職員に対し常に関連分野における先端的知識を得られる環境を与え、資質の向上を図り、もって教育目標の実現に努める。③学校は、研修や自己研鑽による教職員のスキルアップを評価し、考課を行う。ことを基本方針として規定している。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名	連携企業等	研修期間	対象	目的・内容等
日本柔道整復接骨医学会 学術大会	(一般社団法人) 日本柔道整復接骨医学会	令和4年12月3日～4日	専任教員	柔道整復接骨医学に関する学理及びその応用に関する最新の医学情報を捉え、時代・社会ニーズにあった教育を実践する。(研修内容:「臨床と学術の融合～Shoulder ver.～」)
呉竹医学会学術大会	医療機関・大学・施術所等	令和4年10月8日	専任教員	医療機関、大学、施術所等の関連施設で勤務する著名な臨床家や研究者を講師として招聘し、専攻分野を含む医学全般に渡って最新の知見を獲得する。(大会テーマ:「関節痛」)
神奈川歯科大学 解剖見学実習	神奈川歯科大学	令和4年7月22日	専任教員	人体解剖見学実習及び資料館見学を通して、人体の構造に対する理解を深めるとともに、生命の尊厳を理解する。
卒後臨床講習会	医療機関・施術所等	通年 ※新型コロナウイルス感染症のため中止	専任教員	臨床で活躍する施術者を講師として招聘し、実践的且つ専門的な知識・技術を修得することで、臨床力の向上を図る。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名	連携企業等	研修期間	対象	目的・内容等
全国柔道整復学校協会 教員研修会	(公社)全国柔道整復学校 協会	令和4年9月18日～19日	専任教員	柔道整復師を養成する教員の教授力向上、教育方法・学生指導方法の改善及び教員の資質向上等を図る。(研修内容:「柔道整復が社会に果たす役割」)

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名	連携企業等	研修期間	対象	目的・内容等
-----	-------	------	----	--------

日本柔道整復接骨医学会 学術大会	(一般社団法人) 日本柔道整復接骨医学会	令和5年12月2日～3日	専任教員	柔道整復接骨医学に関する学理及びその応用に関する最新の医学情報を捉え、時代・社会ニーズにあった教育を実践する。(研修内容:「臨床と学術の融合～Head, Neck & Trunk ver.～」)
呉竹医学会学術大会	医療機関・大学・施術所等	令和5年9月30日	専任教員	医療機関、大学、施術所等の関連施設で勤務する著名な臨床家や研究者を講師として招聘し、専攻分野を含む医学全般に渡って最新の知見を獲得する。(研修内容:「頸腕痛」)
神奈川歯科大学 解剖見学実習	神奈川歯科大学	令和5年7月28日	専任教員	人体解剖見学実習及び資料館見学を通して、人体の構造に対する理解を深めるとともに、生命の尊厳を理解する。
卒後臨床講習会	医療機関・施術所等	通年	専任教員	臨床で活躍する施術者を講師として招聘し、実践的且つ専門的な知識・技術を修得することで、臨床力の向上を図る。

## ②指導力の修得・向上のための研修等

研修名	連携企業等	研修期間	対象	目的・内容等
全国柔道整復学校協会 教員研修会	(公社)全国柔道整復学校 協会	令和5年9月23日～24日	専任教員	柔道整復師を養成する教員の教授力向上、教育方法・学生指導方法の改善及び教員の資質向上等を図る。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

### (1)学校関係者評価の基本方針

専修学校における学校評価ガイドラインに基づき、学校が自ら行う自己点検・自己評価の結果に対して、外部の学校関係者の意見や評価を柔軟に取り入れ、教育活動の改善を図るとともに、自己点検・自己評価の客観性・透明性を確保し、適正且つ健全な学校運営を維持することを基本方針とする。

### (2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	①理念・目的・育成人材像は定められているか。 ②学校における職業教育の特色は何か。 ③社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか。 ④理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが生徒・保護者等に周知されているかどうか。 ⑤各学科の教育目標・育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向付けられているか。
(2)学校運営	①目的等に沿った運営方針が策定されているか。 ②運営方針に沿った事業計画が策定されているか。 ③運営組織や意志決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか。 ④人事・給与に関する制度は整備されているか。 ⑤教務・財務等の組織整備など意志決定システムは整備されているか。 ⑥業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制は整備されているか。 ⑦情報システム化による業務の効率化が図られているか。
(3)教育活動	①教育理念に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか。 ②教育理念・育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育達成レベルや学習時間の確保は明確にされているか。 ③学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか。 ④実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫、開発などが実施されているか。 ⑤関連分野の企業・関連施設等、業界団体等のニーズを踏まえた教育活動がされているか。 ⑥・関連分野における実践的な職業教育(医療機関との連携によるインターンシップ、実技、実習等)が体系的に位置づけられているか。 ⑦授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑧学生の研究に対する支援体制はあるか。 ⑨職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか。 ⑩成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑪資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的位置づけはあるか。 ⑫人材育成目標に向け授業を行うことができる要素を備えた教員を確保しているか。 ⑬関連分野における業界との連携において優れた教員(本務・業務含め)の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか ⑭関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組みが行われているか。 ⑮職員の能力開発のための研修等が行われているか。
(4)学修成果	①就職率の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。 ⑤卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか。

(5)学生支援	①進路・就職に関する支援体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生の生活環境への支援は行われているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。 ⑨社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか。 ⑩高校・高等専修学校との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか。 ⑪国家試験不合格者に対する支援体制はあるか。
(6)教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②・学内外の実習施設、インターナーシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行われているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③学納金は妥当なものとなっているか。
(8)財務	①中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行われているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	①法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己評価結果を公開しているか。
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 ②生徒のボランティア活動を奨励、支援しているか。 ③地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等)の受託等を積極的に実施しているか。 ④地域との連携・交流をしているか。
(11)国際交流	該当なし

※(10)及び(11)については任意記載。

### (3)学校関係者評価結果の活用状況

#### ①学校行事の充実・課外活動の支援について

様々な行事や課外活動を通じて人間力やコミュニケーション力を涵養することを目的として、新たに釜石防災・トレーナー研修を開催した。また、サークル活動の奨励を行い、課外活動の支援を充実させた。

#### ②技術交流を通じた就職支援について

企業への理解を促進し、より良い就職マッチングを目的とし、3日間に渡る施術イベント「呉竹施術フェスタ」を企画し、学生と企業とが積極的に交流できるイベントを開催した。

#### ③教育資源を活用した地域貢献について

- ・地域の方の健康の維持増進に貢献するため、附属施術所において無料コンディショニング体験会を開催した。
- ・高等学校での部活動を支援するため、ケガの予防やテーピング、コンディショニングなどの出張授業を企画し実施した。

#### ④個人情報の保護について

教育機関等における個人情報の適正な取扱いについて、専門コンサル会社による具体的な事例に基づく研修会を実施した。

#### ⑤学生募集について

柔道整復科の学生募集対策では、志願者ニーズ、教育内容、仕事の魅力の訴求などの観点から、作業部会にて来校者イベントの見直しを行った。

### (4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
齋藤 武久	公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 会長	令和5年4月～令和6年3月	企業等委員
大淵 真	一般社団法人 神奈川県鍼灸マッサージ師会 副会長	令和5年4月～令和6年3月	企業等委員
清水 慎司	公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 会長	令和5年4月～令和6年3月	企業等委員
戸畠 智秋	ちあき接骨院・ちあき鍼灸マッサージ院 院長 吳竹鍼灸柔整専門学校 吳竹会 会長	令和5年4月～令和6年3月	企業等委員
金城 岳大	株式会社リライフ みどりの風 代表	令和5年4月～令和6年3月	企業等委員
佐久間 裕之	源和鍼灸院 院長	令和5年4月～令和6年3月	企業等委員
阿久津 弘宜	なおしや はり灸整骨院 院長	令和5年4月～令和6年3月	企業等委員
木ノ内 秀効	田子浦鍼灸接骨院 院長	令和5年4月～令和6年3月	企業等委員
鈴木 昌子	すずき整骨院 院長	令和5年4月～令和6年3月	保護者
岩井 美弥子	吳竹鍼灸柔整専門学校 吳竹会 副会長	令和5年4月～令和6年3月	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。  
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・毎年7月頃)

URL:<http://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/selfcheck/>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインに基づき、学校の教育活動、運営等に関するさまざまな情報を広く周知することで、企業等の学校関係者の理解を促進し、もって教育活動の改善及び社会的地位向上に資することを基本方針とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校概要、設置目的、教育理念、運営方針、校長名、所在地、連絡先、沿革等
(2)各学科等の教育	各科の概要(定員・修業年限等)、カリキュラム、シラバス、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、取得資格率、卒業者数、就職率等
(3)教職員	教職員数、教員プロフィール等
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組及び実施報告、就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動等
(6)学生の生活支援	指定学生寮、健康管理、学生相談等
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金・教育ローン、学校独自の奨学金、経済的支援措置等
(8)学校の財務	事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、監査報告書
(9)学校評価	自己点検自己評価及び学校関係者評価の結果
(10)国際連携の状況	上海中医薬大学学術交流
(11)その他	職業実践専門課程の基本情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

URL:<http://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/selfcheck/>

## 授業科目等の概要

(医療専門課程・柔道整復科) 令和5年度																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時間数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			総合基礎 I	<p>超高齢社会に突入した日本では、健康寿命の延長を目指して改めて健康への関心が高まっている。総合基礎 I ではパートを①、②に分け、現代社会における地域社会や家庭、教育の場、職場等と健康との関わりについて考え、健康の根本となる睡眠、食事、運動の重要性を再度認識していく。</p> <p>総合基礎 I ①では地域社会や家庭、教育の場、職場における健康の概念と心の健康について考えていく。この科目を履修することにより、1年次の「健康の意義」、3年次の「柔整関連医学 I ②」の理解が深まる。</p> <p>総合基礎 I ②では運動と健康との関わりに焦点を絞り、自らが実践することはもとより他人への適切な指導を行うことができる知識技術の習得を目指す。この科目を履修することにより2年次の「外傷予防法①」「外傷予防法②」の理解が深まる。</p>	1 前	150	—	○			○			○		
○			総合基礎 II	<p>柔道整復師が臨床現場で活躍するためには同僚との人間関係、そして何より患者との信頼関係を構築することが必要不可欠である。そして信頼関係を構築するためには、大前提として社会規範を遵守したうえで、人の心理を十分理解するとともに、日本の現状に目を向けた多くの話題に対応できることが重要である。総合基礎 II では、人と人との信頼関係をベースに起き、それを構築するための必要となる知識及び技術を修得していく。ここでは授業を4つのパートに分けそれぞれの側面から授業を展開していく。</p> <p>総合基礎 II ①では、コミュニケーションの手法に主眼をおき、健常者とのコミュニケーションだけではなく、高齢者、障がい者といった配慮が必要な方々とのコミュニケーションを図る際の基本的姿勢やその特性に合わせた工夫、また関係職種間との連携やチームワーク等、実際の臨床場面で遭遇するコミュニケーション時に活用できる技法を学んでいく。この授業で学習したコミュニケーションの手法は臨床実習に活かされる。</p> <p>総合基礎 II ②では、平均寿命及び健康寿命において世界のトップに立っている現在の日本に焦点をあて、命の源である食べ物の重要性について栄養学の側面から、患者指導や運動指導を通じた社会貢献への可能性について考えていく。</p> <p>総合基礎 II ③では、対人関係に関わる人間の心について学習する。自分と相手との関係を心理学的側面から理解し、よりよい対人関係の形成にするための手法を修得する。</p> <p>総合基礎 II ④では、憲法の構成や社会のきまりを学び、自らが所属する組織や社会が、どのように国家や世界とつながっているのかを理解する。</p>	2 前	60	—	○			○			○		
○			運動器の機能構造 I	<p>柔道整復学の理解、柔道整復実技の技術の修得をスムーズにしていくための必須科目である。この科目では人体の構造における運動器の基礎知識（骨、関節、筋肉、神経）を臨床を見据えた視点で学習する。</p> <p>この科目は、卒業時のアウトカムを達成する為の最重要科目であり、この知識を修得することでより多くの科目間のリンクが可能となる。</p>	1 通	144	—	○			○		○			
○			運動器の機能構造 II	運動器の機能構造 I で修得した知識をもとに、それらを臨床現場で応用できる知識に変換していく。またここで変換した知識をもとに、身体運動の力学及び、姿勢・歩行を運動学的な観点から分析し、その知識を臨床現場のどのような場面で活用できるかを考えていく。	3 前	36	—	○			○		○			
○			人体構造学	<p>内臓系（消化器、呼吸器、泌尿器、生殖器）、神経系（中枢神経、自律神経、脳神経）、感覚器の構造と特徴を学習する。</p> <p>この科目は「内科診断治療学 I」「外科診断治療学 I」「柔道整復術の適応と鑑別 I」を後期に履修するために必要な知識となる。また同時に開講されている「人体機能学」を理解するための先行知識となっている。</p>	2 通	72	—	○			○		○			

○		人体機能学	「人体構造機能学」「人体構造学」で先行して学習した内臓系、神経系、感覚器系器官の構造を踏まえて、各器官の機能を詳細に学習する。 この科目は「内科診断治療学Ⅰ」「外科診断治療学Ⅰ」「柔道整復術の適応と鑑別Ⅰ」を後期に履修するために必要な知識となる。	2 通	72	—	○		○		○
○		高齢者・競技者の生理学的特徴と変化Ⅰ	現在の社会のニーズ（国民の医療費が4兆を超える、健増進の意識が高まる日本では、スポーツ競技者や高齢者の外傷予防対し柔道整復師に大きな期待が寄せられている。）に応えるためには競技者や高齢者の身体機能の特性を十分に理解し、各年齢に応じた評価と指導を行う必要がある。この授業ではその前段階として、運動に関わる身体の生理機能の基礎について学習する。 この科目では、2年次の「高齢者・競技者の生理学的特徴と変化Ⅱ」及び「外傷予防法」を履修に必要とする前段階の知識を修得する。	1 後	36	—	○		○		○
○		高齢者・競技者の生理学的特徴と変化Ⅱ	高齢者・競技者の生理学的特徴と変化Ⅰで修得した知識をもとに、そこで得た知識が運動とどのような関わりがあるかを学ぶ。そしてそれが競技者や高齢者ではどのような違いがあるのかを理解していく。 この科目は「外傷予防法①」「外傷予防法②」を後期に履修するために必要な知識となる。	2 前	36	—	○		○		○
○		疾病の成り立ち	病理字とは疾病的成り立ちを理解する字問である。それゆえ医学の一一番中心となる学問ともいえる。臨床医学を専攻する者は、ともすれば臨床にばかり目が向いてしまい、基礎医学を軽視しがちになる傾向がある。そこで、臨床に通じる病理学として、内科的疾患の診断と治療学・臨床柔道整復学・外科的疾患の診断と治療学・運動器疾患の診断と治療学等の臨床科目や、他の基礎医学系科目との関連を重視して、病気に関しての大まかな知識や概念を把握していく。	2 前	36	—	○		○		○
○		人体機能回復論	人体機能回復論はリハビリテーションの概要を学習する科目である。リハビリテーションの項目を①リハビリテーションの概説、②現在柔道整復師に求められている機能訓練に関する分野の2パートに分け授業を進行していく。 人体機能回復論①では、リハビリテーションという用語、医療におけるその位置づけを理解し、その対象となる病態の評価法を学ぶ。またリハビリテーション医学に関する職種とその業務の概要を理解し、脳卒中や脊髄損傷に対するリハビリテーションの手法を学ぶ。 人体機能回復論②では、機能訓練の概要と機能訓練施設の現状を理解し、患者や利用者に提供する機能訓練の内容と手法を学ぶ。	2 通	72	—	○		○		○
○		内科診断治療学Ⅰ	この科目は人体構造学、人体機能学、疾病の成り立ちで先行して修得した知識をもとに、内科疾患（正常構造及び機能の乱れた状態）について学習する。 この科目は「内科診断治療学Ⅱ」「柔整関連医学Ⅱ②」を履修するために必要な知識となる。また3年次の「柔整応用治療論」において、施術適応の可否を判断するために必要な知識となっている。	2 後	36	—	○		○		○
○		内科診断治療学Ⅱ	この授業では、柔道整復術の適応の可否を適切に判断に必要となる主要な内科的疾患についての基本事項を内科診断治療学Ⅰに引き続き学ぶ。また、身体所見から患者の罹患疾患を推定するために必要となる診察のポイントを総論的観点から学習する。この科目は後期の「柔整関連医学Ⅱ②」を履修するために必要な知識となる。また並行して開講されている「柔整応用治療論」において、施術適応の可否を判断するために必要な知識となっている。	3 前	36	—	○		○		○
○		外科診断治療学Ⅰ	この授業では、柔道整復術の適応の可否を適切に判断に必要となる、損傷、外科感染症、腫瘍、ショック、輸血・輸液、手術、麻酔、といった外科領域についての基本事項を学ぶ。 この科目は「外科診断治療学Ⅱ」「柔整関連医学Ⅰ②」を履修するために必要な知識となる。また3年次の「柔整応用治療論」において、施術適応の可否を判断するために必要な知識となっている。	2 後	36	—	○		○		○
○		外科診断治療学Ⅱ	この授業では、柔道整復術の適応の可否を適切に判断に必要となる、移植と免疫、出血と止血、心肺蘇生法、頭部・顔面外傷、脳卒中、胸部外傷、腹部外傷といった外科領域についての基本事項を学ぶ。この科目は後期の「外科診「柔整関連医学Ⅰ②」を履修するために必要な知識となる。また並行して開講されている「柔整応用治療論」において、施術適応の可否を判断するために必要な知識となっている。	3 前	36	—	○		○		○

○		柔道整復術の適応と鑑別 I	<p>この授業ではX線撮影、コンピュータ断層撮影、MRI画像、超音波の正常像の理解と読影の手法を学ぶ。また、柔道整復師が遭遇しうる整形外科領域の疾患を学び、臨床現場に於いてその症状から病態を推測し、柔道整術の適応の可否を判断するとともに、医療機関への搬送などの適切な対応をすることできる能力を養う。</p> <p>この科目は「柔道整復術の適応と鑑別 II」「柔整関連医学 II②」を履修するために必要な知識となる。また3年次の「柔整応用治療論」において、施術適応の可否を判断するために必要な知識となっている。</p>	2 後	36	—	○	○	○	○
○		柔道整復術の適応と鑑別 II	<p>上肢の損傷・治療論、下肢の損傷・治療論、応用診察治療法で学習した柔整領域の外傷や障害に対し整形外科的な観点から、その症状や所見をもとに保存療法適応の可否を判断するための知識を得る。また、観血療法を必要とする場合の主な治療法を学ぶ。この科目は「柔整関連医学 II②」を履修するために必要な知識となる。また並行して開講されている「柔整応用治療論」において、施術適応の可否を判断するために必要な知識となっている。</p>	3 前	36	—	○	○	○	○
○		柔道整復師の業務と職業倫理	<p>この科目では柔道整復師を目指すために最も必要な職業倫理を学ぶ。柔道整復師の業務と保健医療の概要を学習し、柔道整復師の業務を法に基づき正しく理解する。そして臨床実習に臨むために最も必要な倫理と法に則った正しい柔道整復業務を行うための意識を養う。</p>	1 前	36	—	○	○	○	○
○		健康の意義	<p>地域包括医療の必要性と重要性が高まる現在、柔道整復師もチーム医療の一手を担う重要な資格となっている。柔道整復師は専門的技術はもちろんのこと、患者貢献のためとなる多くの知識を備えることも必要不可欠であり、この授業では現在の医療の根底となる公衆衛生的な観点からWHOの活動を始め、感染症や消毒法、生活環境や環境問題と健康との関連について医療のにおける一般常識を展開していく。</p> <p>この科目は後期の「総合基礎 I（現代社会と健康）」の内容とリンクし、3年次の「柔整関連医学 I②」の履修に必要な知識となっている。</p>	1 前	36	—	○	○	○	○
○		柔道 I	<p>柔道整復術の源流は戦国時代の武術にたどることができる。武術の書物には「殺法」「活法」の記述がみられる。殺法は敵を殺傷する技、活法は外傷を治療する技術であり、殺法と活法は時代とともに発展・変遷をとげた。これらのうち活法が発展して現在の柔道整復術ができあがったといわれる。現在は「活法」をメインとする業務とはなっているが、「精力善用」「自他共栄」という柔道の精神を通じ礼節や他者との関わり、柔道の技の形を学び、柔道整復術の原点を理解する。</p> <p>この科目では、3年次の「柔道 II」の履修に必須の技術を修得する。</p>	1 通	72	—		○	○	○
○		柔道 II	<p>柔道 Iで取得した技術をより洗練し、講道館柔道初段取得に相当する柔道の技術を修得する。</p> <p>柔道整復師になるにあたり、柔道整復師の歴史を学び柔道整復師と柔道の関連を知る。</p>	3 通	72	—		○	○	○
○		柔整社会学	<p>現在、わが国の少子高齢化が進行する中で、国民の社会保障制度への期待は高まる一方である。</p> <p>本科目では、社会保障制度の概要を知ることで、柔道整復師としてどのように関わっていくかを学ぶ。</p>	3 後	36	—	○	○	○	○
○		柔整外傷論基礎	<p>この授業では、柔道整復師の施術対象となる外傷（骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷）の概要、発生機序、症状、合併症をについて学習する。また外傷を理解するうえで必須となる、骨、関節の基本構造を先行知識として当該科目の前半に学習する。</p> <p>この科目では、2年次以降の臨床柔道整復学を学習する前段階として必須となる知識を修得する。</p>	1 通	108	—	○	○	○	○
○		柔整外傷保存療法	<p>この授業では、外傷（骨折、脱臼、軟部組織損傷）の正常な治癒経過及び異常な治癒経過（合併症の発生等）を理解するとともに損傷治癒のゴール設定を行い、正常な治癒経過をたどるための、施術、再評価、指導管理の手法をいくつかの外傷を例に挙げ学習する。</p>	1 後	36	—	○	○	○	○
○		柔整人体構造機能学基礎	<p>医療従事者としての基本的知識である人体の構造と機能を学ぶ土台となる科目である。人体構造学（解剖学）、人体機能学（生理学）の必要性を臨床的観点からみつめ、現場における解剖学、生理学の知識の必要性を理解する。</p> <p>この科目は2年次の人体構造学及び人体機能学を学習する前段階の知識となっている。</p>	1 通	72	—	○	○	○	○
○		柔整後療治療論	<p>柔道整復師が行う治療の「つ」に後療法がある。後療法は手技療法・運動療法・物理療法から成り、物理療法はその一端を担う。損傷部位の受傷後から治癒までの過程を理解し、より良い治癒に向け適切な物理療法を選択できる思考力・判断力が柔道整復師には求められる。この授業では各種物理療法を治癒過程のどの段階に用いるのが適切かを判断できる知識を修得する。</p> <p>この科目は後期の「柔整外傷保存療法」を学ぶ上で必要な知識となり、2年次の応用診察治療法で物理療法の実技を行う前段階に必須となる知識である。</p>	1 前	36	—	○	○	○	○

○		上肢の損傷・治療論	上肢帯の骨・関節損傷を部位ごとに分類する。部位ごとの骨折をそれぞれ発生原因と骨片転位の関係、骨片転位に伴う変形等と症状の関係、骨片転位と骨折整復法の違いとの関係など系統的に講義する。	2 通	72	—	○			○		○	○
○		下肢の損傷・治療論	下肢帯の骨損傷を部位ごとに分類する。部位ごとの骨折をそれぞれ発生原因と骨片転位の関係、骨片転位に伴う変形等と症状の関係、骨片転位と骨折整復法の違いとの関係など系統的に講義する。	2 通	72	—	○			○		○	
○		軟部組織損傷・治療論	この授業では、基礎分野として学んでいる解剖学や生理学を用いて身体の評価や治療について理解し、体幹部や体幹周囲の痛みに対し、その原因がどこにあるのかを探していく。また、アライメント不良や動作不良から将来予測される外傷や障害についても学んでいき予防とも関連付けていく。 この科目は並行して開講されている、外傷予防法②に於いて実技の技術を向上させるための知識となると同時に、3年次の柔整応用治療論で損傷判定を行つために必須の知識を修得する科目となっている。	2 後	36	—	○			○		○	
○		体幹の損傷・治療論	この授業では頭部、頸部、胸郭、脊柱の骨折及び脱臼と軟部組織損傷の特徴について学習する。この科目は並行して開講されている柔整応用治療論で損傷判定を行うための理解を深め、外科診断治療学Ⅱの頭部外傷と知識をリンクさせるために必要な科目となっている。	3 前	36	—	○			○		○	
○		柔整応用治療論	柔整外傷論基礎、柔整外傷保存療法、柔整後療法治論、上肢の損傷・治療論、下肢の損傷・治療論、固定法Ⅰ、固定法Ⅱ、基本診察治療法、応用診察治療法、外傷予防法、柔道整復術の適応と鑑別Ⅰで修得した知識とともに、提示された症状及び画像所見から、問診、視診、触診、各種検査法を用いて患部の状態を正しく判定し、柔道整復術適応の可否を判断するための知識を修得する。またその判断結果に対する適切な応急処置、施術、後療法を考えることができる能力を養う。	3 通	72	—	○			○		○	○
○		総合柔道整復学	下記の3パートに区切り、これまで学修した知識技術と臨床との関連を統合する科目である。 ①柔整人体構造機能学基礎、人体構造学、人体機能学、高齢者・競技者の生理学的变化Ⅰ、高齢者・競技者の生理学的变化Ⅱの学習内容を振り返り、各科目における重要事項を柔道整復師の業務と結び付け、臨床現場のどのような場面でその知識を必要とするかを考える。 ②柔整外傷論基礎、柔整外傷保存療法、下肢の損傷・治療論、応用診察治療法②、柔整応用治療論で修得した知識を整理し、他の科目で修得した知識と共に臨床現場で有効に活用することができるよう統合していく。 ③上肢の損傷・治療論、柔整応用治療論で修得した知識を整理し、他の科目で修得した知識と共に臨床現場で有効に活用することができるよう統合していく。	3 通	90	—	○			○		○	
○		柔整関連医学Ⅰ	柔整人体構造機能学基礎、人体構造学、人体機能学、高齢者・競技者の生理学的变化Ⅰ、高齢者・競技者の生理学的变化Ⅱ、疾病と傷害、健康の意義、外科診断治療学Ⅰ、外科診断治療学Ⅱで学習した各科目における重要事項を柔道整復師の業務と結び付け、臨床現場のどのような場面でその知識を必要とするかを考える。	3 後	108	—	○			○		○	
○		柔整関連医学Ⅱ	柔整人体構造機能学基礎、人体構造学、人体機能学、高齢者・競技者の生理学的变化Ⅰ、高齢者・競技者の生理学的变化Ⅱ、内科診断治療学Ⅰ、内科診断治療学Ⅱ、人体機能回復論、柔道整復術の適応と鑑別Ⅰ、柔道整復術の適応と鑑別Ⅱで学習した各科目における重要事項を柔道整復師の業務と結び付け、臨床現場のどのような場面でその知識を必要とするかを考える。	3 後	108	—	○			○		○	

○	固定法 I	<p>固定法 I では、固定法の基礎となる巻軸帯を用いた基本包帯法と冠名包帯法の技術及びそれらを応用した各種固定具を用いた固定の手法を修得する。技術を段階的に修得するためにパートを2つに分けて授業を進行していく。</p> <p>固定法 I ①では、固定法の基礎となる巻軸帯を用いた基本包帯法と冠名包帯法の技術を修得する。この科目は後期の「固定法 I ②」、3年次の「柔整応用治療法 I」「柔整応用治療法 II」を履修するために必要な技術となっている。</p> <p>固定法 I ②では、固定で使用する硬性材料の特徴と適応を知り、前期に修得した基本包帯の技術を活かし、巻軸帯と各種固定材料を用いて主要関節、体肢を適切に固定することができる技術を修得する。また、超音波画像診断機器を用いてその描出法及び読影法の基本的手法を学ぶ。</p>	1 通	72	—	○ ○	○ ○ ○		
○	固定法 II	<p>前期は伸縮性・非伸縮性のテーピングの特性を理解し、スポーツ現場から介護予防まで幅広い用途で使用できるテーピング固定を修得する。</p> <p>後期は急性期及び慢性期に固定と併用して行う物理療法、固定により生じる合併症（筋萎縮、関節拘縮など）の改善方法（運動療法・物理療法）やその経過の判定（MMTを用いる）の手法を実践する。</p>	1 通	72	—	○ ○	○		
○	基本診察治療法	<p>診察の基本的手法を学ぶ科目である。前半は「運動器の機能構造 I」の内容とリンクさせながら、骨、関節、筋の構造を三次元的に理解するとともにそれらの触診法を学ぶ。後半は骨のランドマークの理解と合わせて、関節可動域（ROM）測定法を修得する。触診及び関節可動域測定法を含め、「柔整外傷論基礎」で学習した外傷の特徴や症状を踏まえ模擬患者への診察の流れ（問診→視診→触診→ROM測定）をシミュレーションで行っていく。</p>	1 通	72	—	○ ○	○		
○	応用診察治療法	<p>応用診察治療法は上肢、下肢、体幹の軟部組織損傷の概要を理解し、その検査法の手法を学習する科目である。各部位の理解をより深めるため、①上肢、②下肢、③体幹にパートを分け授業を進行していく。</p> <p>応用診察治療法①では上肢の軟部組織損傷全般についての概要を理解するとともに、上肢の各軟部組織損傷に対する診察及び検査の手法を学び、並行して開講されている上肢の損傷・治療論とともに、3年次の柔整応用治療論で損傷判定を行うために必須の知識、柔整応用治療法 IIで必要とする技術を修得する。また、障害を理解するにあたり必要となる解剖を振り返るとともに超音波画像を用いた局所の画像を理解し、1年次の柔整後療治療論で修得した知識を用いた物理療法の実践を行う。</p> <p>応用診察治療法②では下肢の軟部組織損傷全般についての概要を理解するとともに、各下肢の軟部組織損傷に対する診察及び検査の手法を学び、並行して開講されている下肢の損傷・治療論とともに、3年次の柔整応用治療論で損傷判定を行うために必須の知識、柔整応用治療法 Iで必要とする技術を修得する。また、障害を理解するにあたり必要となる解剖を振り返るとともに超音波画像を用いた局所の画像を理解する。</p> <p>応用診察治療法③では末梢神経障害と神經根障害の差異とその症状の特徴、腱反射の概要と臨床的意義及びその手法について学び、3年次の柔整応用治療論で損傷判定を行うために必須の知識を修得する具体的な障害として椎間板ヘルニア、胸郭出口症候群について理解しその検査の手法を修得する。また、障害を理解するにあたり必要となる解剖を振り返るとともに超音波画像を用いた。</p>	2 通	144	—	○ ○	○		
○	外傷予防法	<p>外傷予防法は高齢者・競技者の生理学的特徴と変化 I、高齢者・競技者の整れ学的特徴と変化 IIで修得した知識を用いて、臨床現場及びスポーツ現場、機能訓練施設での外傷予防に有効な実技の手法を学ぶ。ここで修得した技術は3年次の臨床実習IVでの患者への実践を行うために必要となる。それぞれの内容を詳細に学習するため2つのパート（外傷予防法①、②）に分け授業を進行していく。</p> <p>外傷予防法①ではストレッチングの理論と手法を学び、スポーツ現場や治療の場のどのような場面で使うことができるかを理解する。</p> <p>外傷予防法②では高齢者、競技者に向けての外傷予防を実際に体験、指導をしながら身につけていく。高齢者では転倒予防、競技者では近年注目されているファンクショナルトレーニングを学んでいく。人間が本来持っている動作を理解し、トレーニングを通じて代償動作を見つけていく目的を養い、さらに代償動作を修正できるスキルも身につけていく。</p>	2 後	72	—	○ ○	○		
○	柔整後療法	運動器の機能構造 I、運動器の機能構造 II、基本診察治療法で修得した知識・技術を根拠として、柔整後療法の三本柱の一つである手技療法の技術を学ぶ。	3 前	36	—	○ ○	○ ○ ○		
○	柔整応用治療法 I	上肢の損傷・治療論、下肢の損傷・治療論、応用診察治療法で修得した知識を整理し、その中でも特に臨床現場で遭遇する可能性の高い外傷、障害の治療法を学ぶ。また得た知識をもとに、外傷を想定した診察、整復、固定法、検査法のシミュレーションを行う。	3 通	72	—	○ ○	○		

○		柔整応用治療法Ⅱ	上肢の損傷・治療論、応用診察治療法で修得した知識を整理し、その中でも特に臨床現場で遭遇する可能性の高い外傷、障害の治療法を学ぶ。また得た知識をもとに、外傷を想定した診察、整復、固定法、検査法のシミュレーションを行う。	3 通	72	—			○	○	○	○	○
○		臨床実習Ⅰ	付属施術所の基本業務を理解し柔道整復師としての業務の一部を指導者の指導のもと実施する。 学外の接骨院、整形外科、介護施設に赴き、それぞれの施設における業務を理解し柔道整復師としての業務の一部を実習先指導者の指導のもと実施する。	1 通	45	—			○	○	○	○	○
○		臨床実習Ⅱ	臨床実習Ⅰでの経験、基本診察法Ⅰ、固定法Ⅰ、固定法Ⅱで修得した技術、柔整後療治療論、柔道整復師の業務と職業倫理で修得した知識をもとに、学外の接骨院、機能訓練施設、整形外科に赴き業務の一端を担う。 接骨院に赴き、その業務を理解し柔道整復師としての基本業務及び診察及び施術の一部を実習先指導者の指導のもと実施する。 機能訓練施設に赴き、その業務を確認し柔道整復師としての携わることのできる業務を実習先指導者の指導のもと実施する。 整形外科に赴き、その業務を確認し患者対応の補助を行う。	2 通	45	—			○	○	○	○	○
○		臨床実習Ⅲ	臨床実習Ⅰでの経験、基本診察法Ⅰ、固定法Ⅰ、固定法Ⅱで修得した技術、柔整後療治療論、柔道整復師の業務と職業倫理で修得した知識をもとに、付属施術所にて患者の診察の補助及び施術の補助を指導者の指導のもと実施する。 また療養費の支給申請をするにあたり必要となる知識を学ぶ。	2 通	45	—			○	○	○	○	○
○		臨床実習Ⅳ	臨床実習Ⅰ、臨床実習Ⅱ、臨床実習Ⅲでの経験、基本診察法Ⅰ、固定法Ⅰ、固定法Ⅱ、応用診察治療法、外傷予防法、柔整後療法で修得した技術、柔整後療治療論、柔道整復師の業務と職業倫理で修得した知識をもとに、付属施術所にて患者の診察の補助及び施術の補助を指導者の指導のもと実施する。	3 通	45	—			○	○	○	○	○
合計			45科目	2820単位時間( 単位)									

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
(卒業要件) 実技を含めた各科目の年間成績評価が60点以上の者で、実技認定試験及び卒業試験に合格し、所定の学費を納入した者。	1学年の学期区分	2期
(履修方法) 各学年毎に定められた必要な授業科目(単位)をすべて履修しなければならない。ただし、基礎分野の科目については、既に大学等において基礎分野の科目に相当する科目を履修している場合は、当該科目の履修を免除することができます。	1学期の授業期間	18週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。